京都市告示第490号

都市計画法(以下「法」という。)第21条第2項の規定において準用する法第19条第1項の規定により京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)土地区画整理事業を変更したので、法第21条第2項の規定において準用する法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供します。

平成26年2月14日

京都市長 門川 大作

- 土地区画整理事業の名称
  山科東部地区土地区画整理事業
- 2 都市計画を定める土地の区域

廃止する部分

山科区西野山階町の一部,西野左義長町の一部,西野離宮町の一部,西野広見町の一部,東野八反畑町,東野舞台町の一部,東野門口町,東野井ノ上町,東野北井ノ上町の一部,東野中井ノ上町,東野南井ノ上町,東野片下リ町の一部,東野孤薮町の一部,東野百拍子町,東野森野町の一部,大塚北溝町の一部,大塚野溝町の一部,大塚森町,大塚南溝町,大塚高岩の一部,大塚丹田の一部,大塚中溝,大塚西浦町,大塚大岩の一部,大塚元屋敷町の一部,大塚檀ノ浦の一部,音羽稲芝の一部,大宅御所田町の一部,大宅古海道町の一部,大宅中小路町の一部,大宅五反畑町,大宅鳥井脇町の一部,大宅辻脇町の一部,大宅坂ノ辻町,大宅打明町,大宅棧敷,椥辻番所ケロ町の一部,椥辻平田町の一部,椥辻封シ川町,椥辻東浦町,椥辻西浦町,椥辻中在家町,椥辻草海道町,椥辻池尻町,椥辻東潰,椥辻西潰及び勧修寺東栗栖野町の一部

## 3 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市都市計画局都市企画部都市計画課

(都市計画局都市企画部都市計画課)